

「第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果」に対する意見募集の結果について

1 概要

第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果(案)について、以下のとおり意見募集を行った。

- (1) 意見募集期間 : 平成22年1月15日(金)から平成22年2月4日(木)まで
- (2) 告知方法 : 電子政府の総合窓口(e-gov)、環境省ホームページ及び記者発表
- (3) ご意見提出方法 : 郵送、ファックス又は電子メール

2 意見募集の結果

意見提出者数 : 3団体・3個人
意見数 : 23件

3 ご意見の内容とそれに対する考え方

別添のとおり

意見No	ページ	行	項目名等	ご意見内容	ご意見に対する考え方(案)	ご意見 件数
1	11~ 12		1 現在の状況 2(2)	循環型社会形成推進と低炭素社会形成推進をさらに連携させるため、廃棄物を原料とした化石燃料代替燃料の製造、利用を促進すべき。そのために、今後整備される国内排出量取引制度や炭素税等の制度において、廃棄物処理において発生するGHG排出量を間接排出として廃棄物排出事業者のGHG排出量に算定するとともに、代替燃料として廃棄物燃料を使用することにより発生するGHG排出量を使用企業の排出量から控除して算定する仕組みを取り入れる必要がある。	廃棄物の原燃料利用については、p75の「リデュース、リユースを中心とした循環利用推進の取組」に含まれていると考えます。また、3Rの取組による効果について科学的な知見の蓄積に努めつつ、循環型社会と低炭素社会が統合的かつ適正な形で構築されるよう取り組んでまいります。	1
2	62 72	10 21	2 評価と課題 4 評価と課題	景気の悪化及び公共事業の削減によりセメントの生産量が減少し、産業廃棄物(焼却灰)の引き受け先がない。産業界は自主行動計画を遵守すべく最終処分量の削減に向けた努力を継続するが、最終処分量の目標の達成を目指すのであれば、土壌環境基準を満たすために焼却灰を無害化加工処理したものを再生材利用土木資材及び建築用資材として利用を義務化するような政策支援をお願いしたい。	循環型社会を構築するためには、各主体が連携しながら、取組を進めることが重要であり、国としてはp74以降に記載するように、各種取組を進めています。引き続き、循環型社会に向けた進捗状況や経済社会情勢を把握しながら、国全体の循環型社会に関する取組を総合的に進めてまいります。	1
3	63	6	2 評価と課題	循環型社会の推進により市場規模が縮小していく可能性のあるビジネス分野があるのであれば、循環ビジネスの範囲を検討するだけでなく、縮小する可能性のあるビジネス分野と拡大するビジネス分野とを明らかにし、経済影響等を考慮して施策を実行していくべきであり、またそれを明記すべき。	御意見を踏まえ、「環境保全のための処理等が進むことにより市場規模が縮小していくビジネスもあることから」を「環境配慮型製品の製造、普及等により、これまで使用されてきた循環利用や最終処理が困難である有害物質を含む製品のリサイクルや処理のビジネスが中長期的に縮小することも考えられることから」に変更致します。	1
4	64	17~ 19	2 評価と課題	地域計画は、地域における循環型社会づくりの基盤となるものであり、地域循環圏の構築の取組を進めるためにも、基礎的な地方公共団体たる市町村での策定を早急に向上させる必要があることから、「都道府県では100%策定されているが、市町村では54.2%の策定率に止まっています。今回の……さらに詳細に調査することが求められるとともに、市町村の策定率が100%になるように取り組むことが必要です。」に修正する。	「地域の循環基本計画等策定数」については、第2次循環基本計画においては、目標を設定する指標ではなく推移をモニターする指標とされています。このため、地域における循環基本計画の記載内容及び実施状況についてさらに詳細に調査をすることとしています。	1

意見No	ページ	行	項目名等	ご意見内容	ご意見に対する考え方(案)	ご意見 件数
5	66~ 91		1~5 1	地方公共団体のリサイクル取組が、国際的な経済状況に大きく影響を受けており、安定したリサイクル継続の仕組みが確立できていないという課題について表現が不十分ではないか。 多数の地方自治体が行っている海外依存で国際経済の影響を受けるリサイクルのモデルが不安定化したという問題点があり、それをどのように克服して行くのが今後の取組にとって重要である。地域でのリサイクル基盤の強化、地域内である程度完結したリサイクル、海外依存でのリスクを低減するための需給のズレを緩和したサイクル資源の安定受入れ及び安定供給が可能な組織や体制が必要とされていると考える。	循環型社会形成推進基本法に規定するように、循環型社会の構築に当たっては発生抑制 再使用 再生利用 熱回収 処分という優先順位の基本原則に基づく取組が必要です。地域における持続的な取組とするための基盤整備については、地域循環圏の構築に関するp74やp93で記載しているところですが、ご意見も踏まえp74に「地域における適正な資源循環に向けた体質強化のための基盤整備等」を追記します。引き続き、適正な地域循環圏の構築に向けて取り組んでまいります。	1
6	71	15	3 評価と課題	産業廃棄物最終処分量の更なる削減を促進するため、業者等への委託処理時に発生するGHG排出量を間接排出量として排出事業者のGHG排出量に算定させるべき。排出事業者が自らのGHG排出量削減のために、積極的に原燃料リサイクルの選択することを促し、最終処分量の削減に結びつけることができると考える。	p75などに記載するように循環型社会と低炭素社会の統合的な取組を引き続き進めてまいります。また、3Rの取組による効果について科学的な知見の蓄積に努めつつ、循環型社会と低炭素社会が統合的かつ適正な形で構築されるよう取り組んでまいります。	1
7	71 72	30 4	3 評価と課題 評価と課題	産業廃棄物の資源循環を拡大するために、廃棄物をリサイクルした原燃料を利用する企業において、その使用により削減された化石燃料その他天然資源使用由来のGHG排出量を、使用企業のGHG排出量より控除して算定する制度を制定するべき。	まずは、3Rの取組による効果について科学的な知見の蓄積に努めつつ、循環型社会と低炭素社会が統合的かつ適正な形で構築されるよう取り組んでまいります。	2
8	72	14	3 評価と課題	産業廃棄物の収集運搬業許可について優良性評価制度認定取得業者に限り、全国区の許可を認めるべきである。	p79に記載するように、「廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減に向け、各種リサイクル制度や廃棄物処理制度など必要な施策体系の充実・強化を図っています。」。引き続き、課題の検討等を行い、必要な施策体系の充実・強化を図ってまいります。	1
9	72	14	3 評価と課題	広域的な地域での資源循環の推進のために、各都道府県における流入規制等の上乗せ規制の適用を優良性評価制度認定業者については撤廃するよう国が指導すべき。	p79に記載するように、「廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減に向け、各種リサイクル制度や廃棄物処理制度など必要な施策体系の充実・強化を図っています。」。引き続き、課題面の検討等を行い、必要な施策体系の充実・強化を図ってまいります。	1
10	72	16	3 評価と課題	評価と課題の10項目目として、「循環的な利用による環境負荷低減効果の評価方法の定量化の確立具体案廃棄物の委託処理等に関連する温室効果ガス排出係数を決定すること」を追加すること。	まずは、3Rの取組による効果について科学的な知見の蓄積に努めつつ、循環型社会と低炭素社会が統合的かつ適正な形で構築されるよう取り組んでまいります。	1

意見No	ページ	行	項目名等	ご意見内容	ご意見に対する考え方(案)	ご意見 件数
11	74	12	4 評価と課題	「地域づくりの持続的な取組として進めるため、地方公共団体が自ら事業のコストを下げる努力を行うほか、海外へのリサイクル資源の輸出等による処理依存は需給が不安定な面もあることから、地域の民間事業者やNPO等の主体の育成や体質強化のための基盤整備等といった取組も進める必要があります。」といったように、地域内重視による安定的なリサイクル体制の必要性を表現してはどうか。	循環型社会形成推進基本法に規定するように、循環型社会の構築に当たっては 発生抑制 再使用 再生利用 熱回収 処分という優先順位の基本原則に基づく取組が必要です。ご意見については、地域循環圏の構築に関するp74やp93で記載しているところですが、ご意見も踏まえp74 に「安定的かつ継続的に資源循環に係る事業が実施できるよう、」及び「地域における適正な資源循環に向けた体質強化のための基盤整備等」を追記します。引き続き、適正な地域循環圏の構築に向けて取り組んでまいります。	1
12	75	7	5 現在の状況	なぜ3Rのうちの2Rを中心とするのか読み取れない。「リサイクルは一定の成果を上げていること、国際的なリサイクルは経済状況により効率に限界があること」という観点を入れ、「リサイクルでのこれまでの成果を効果的に拡大するため、」を追加してはどうか。	循環型社会形成推進基本法に規定するように、循環型社会の構築に当たっては 発生抑制 再使用 再生利用 熱回収 処分という優先順位の基本原則に基づく取組が必要であり、まずはリデュース・リユースを中心とした循環利用推進が必要であることからその旨を表しています。	1
13	75	17	5 現在の状況1.1 (1) ア	温室効果ガス削減のためにバイオマスに限らず、再生エネルギーの利活用を促進を図るべき。	p91、p92に記載するように循環型社会と低炭素社会の統合的取組を進めてまいります。また、3Rの取組による効果について科学的な知見の蓄積に努めつつ、循環型社会と低炭素社会が統合的かつ適正な形で構築されるよう取り組んでまいります。	1
14	77	19	5 現在の状況2 下水道汚泥の有効利用	地球温暖化防止対策の推進を図る上では、バイオマス系産業廃棄物の有効利用の促進、当該廃棄物処理施設の整備の促進のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について(環廃対発第050218003号)の適正な運用を図るべき。	当該通知は、廃棄物の熱分解に係る処理基準の明確化等について周知したものです。廃棄物を熱分解する場合にあっては、この通知に基づき適正に処理してください。	1
15	79	8	5 現在の状況4	優良性認定制度については、詳細情報の公開等、優良な業者の選別育成、ひいては処理業界のレベル向上に有効な方法である。わが国産業界の基盤産業として、産業廃棄物処理業界が健全な発展を遂げるためには、処理業の透明性を確保する優良性評価制度の普及が必要であり、まずは、都道府県独自の動きをなくして、国の制度に一本化することが必要である。そのうえで、優良性認定業者が少数派ではなく、優良性認定を受けていない業者が少数派になるまで広く普及させることが必要である。そのためには、優良性認定業者に対するインセンティブを強化すべき。	p79に記載するように、「廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減に向け、各種リサイクル制度や廃棄物処理制度など必要な施策体系の充実・強化を図っています。」。引き続き、課題の検討等を行い、必要な施策体系の充実・強化を図ってまいります。	1
16	79	9	5 現在の状況4	「社会的責任を持った業者を基盤に持つことで、リサイクル事業の不安定化のリスクを低減する必要がある」という観点と、「国内に社会的責任を有しない海外業者にはリスクがある」という観点を入れ、「社会的責任を持った優良な廃棄物事業者の育成を図り、海外の経済情勢にも左右されにくい安定したリサイクル事業を継続できるよう、」を追加してはどうか。	循環型社会形成推進基本法に規定するように、循環型社会の構築に当たっては 発生抑制 再使用 再生利用 熱回収 処分という優先順位の基本原則に基づく取組が必要です。ご意見については、p79の「優良な廃棄物事業者の育成を図り、「悪貨が良貨を駆逐しない」環境整備に取り組んでいます。」に含まれていると考えます。	1

意見No	ページ	行	項目名等	ご意見内容	ご意見に対する考え方(案)	ご意見 件数
17	82	1	5 現在の状況5	「安定したリサイクル事業継続の見込みが立つことが必要」という観点を入れ、「環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認することや、安定したリサイクル事業継続の見込みが立つこと等が必要で。」といったように、輸出等には環境保全と事業の安定継続という点が重要であることを表現してはどうか。	循環型社会形成推進基本法に規定するように、循環型社会の構築に当たっては 発生抑制 再使用 再生利用 熱回収 処分という優先順位の基本原則に基づく取組が必要です。ご意見については、地域循環圏の構築に関するp74やp93で記載しているところですが、ご意見も踏まえp74 に「地域における適正な資源循環に向けた体質強化のための基盤整備等」を追記します。引き続き、適正な地域循環圏の構築に向けて取り組んでまいります。	1
18	88	3	5 評価と課題1	状況の変化からくる問題点について、これまでのやり方を見直すことも重要であると思います。「リサイクル事業の安定化のための見直しが最重要」という観点を入れ、「安定的かつ持続的なリサイクル事業の追求が重要です。」といった文章を追加し、策定及び見直し、リサイクル事業を成功させる絶好のチャンスであることを表現してはどうか。	循環型社会形成推進基本法に規定するように、循環型社会の構築に当たっては 発生抑制 再使用 再生利用 熱回収 処分という優先順位の基本原則に基づく取組が必要です。ご意見については、地域循環圏の構築に関するp74やp93で記載しているところですが、ご意見も踏まえp74 に「地域における適正な資源循環に向けた体質強化のための基盤整備等」を追記します。また、地域循環圏のための地域計画の評価・見直しの重要性についてはp87 に記載しています。引き続き、適正な地域循環圏の構築に向けて取り組んでまいります。	1
19	91	2	1 3つの社会の統合 的取組について	昨今の状況として、「低炭素社会」の観点だけが強調されている傾向があると感じる。循環型社会と低炭素社会の構築は本来「統合的」に行われるものと循環基本計画でも記述されており、温室効果ガス削減だけに偏らず、適切な施策を行っていく旨を明記して頂きたい。	p87、p91など3つの社会の統合的取組に関する記述については御意見の趣旨を踏まえたものとなっていると考えております。引き続き、循環型社会と低炭素社会、自然共生社会の統合的取組を適切に推進してまいります。	1
20	92	27 行目 以下	3 今後の展開の方向	大量に発生する焼却灰の有効利用先であるセメント会社の生産量が激減していることから、その処理に大変苦慮している。これまでの循環型社会づくりの前提となってきたシステムに大きな変化が生じていることは明らかであり、それぞれの主体が無理なく取組むことができる新しい循環型社会の姿についての検討を早急に開始すべきである。	御指摘の点については、p92の 3.今後の展開の方向において記載しております。	1
21	93	13	3	地域循環圏の形成について、低炭素型社会づくりに配慮することを明確にするため、「さらに、地域の特性や循環資源の性質等に応じた最適な規模の循環を低炭素型社会づくりにも配慮しつつ形成するため、低炭素型の地域循環圏の整備を推進する。」を追加する。	御意見を踏まえ、「低炭素社会、自然共生社会と統合的に取り組むことが可能な地域循環圏を構築し」を追記します。	1

意見No	ページ	行	項目名等	ご意見内容	ご意見に対する考え方(案)	ご意見 件数
22	93	27	3	<p>推進のために必要な環境整備にまでは言及していません。そこで、「安定した3Rの実施のために、国際協力により環境を醸成する必要がある」という観点を入れ、「安定した3Rの環境を整えるために国際協調を働きかけること。」といったように、国際的な環境醸成や協力により、安定した3R環境が必要なことを表現してはどうか。</p>	<p>ご意見については、「アジアにおいて、経済や社会の状況を踏まえつつ3Rの浸透を進めること。また、アジアのみならず世界的な3Rの推進に一層取り組むこと。」に含まれていると考えます。</p>	1